

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書に係る愛媛県と八幡浜市の確認書

愛媛県（以下「県」という。）と八幡浜市（以下「市」という。）は、市が四国電力株式会社伊方原子力発電所の所在する伊方町の隣接地域であることに鑑み、八幡浜市民の安全確保と環境保全に万全を期するため、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）の運用等に関し、下記のとおり確認する。

記

- 1 県は、協定書の運用に当たっては、今後とも、市の意向に配慮するものとする。
- 2 市は、この確認書に基づいて得た情報については、市民に対し説明責任を負うものとする。
- 3 県は、協定書第10条（事前連絡及び報告）の規定により連絡等を受けたとき、又は第13条（措置要求）の規定により措置を求めたとき、若しくはその報告を受けたときは、必要に応じ、当該連絡内容等を市に通知するものとする。
- 4 市は、伊方原子力発電所において何らかの異常が発生したと認める場合は、県に対し、協定書第12条（資料の提出及び立入調査）の規定による資料の提出要求又は立入調査の実施を要請することができるものとする。この場合において、県が立入調査を実施するときは、市は、同行するものとする。

平成18年10月13日

愛 媛 県
知 事 加 戸 守 行 印

八 幡 浜 市
市 長 高 橋 英 吾 印

平成 18 年 10 月 13 日

八幡浜市長 高橋 英吾 様

愛媛県知事 加戸 守行

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書に係る愛媛県と八幡浜市の確認書の遵守事項について

平成 18 年 10 月 13 日付けで、締結した標記確認書については、下記事項を遵守の上、適切に運用されるようお願いいたします。

記

- 1 確認書に基づいて得た情報に、核物質防護上の機密事項、メーカー機密事項等が含まれる場合においては、その取扱いに十分に注意すること。
- 2 確認書第 4 条に基づき、県の立入調査に同行する場合には、次のとおりとすること。

(1) 立入調査ができる職員

ア 地方公務員法(昭和 25 年 12 月 13 日法律第 261 号)第 3 条第 2 項に掲げる一般職の職員

イ 地方公務員法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる特別職の職員

(2) 四国電力株式会社の保安関係規定の遵守

発電所に立ち入る者は、安全確保のため、四国電力株式会社の保安関係の規定に従うものとする。